

学校いじめ防止基本方針

改訂版 (R5.4.14)

盛岡市立黒石野中学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会全体で対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に「自立貢献」を掲げ、いじめを生まない環境を構築するとともに全の生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する意識を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条】

行為とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に係わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。物理的な影響とは、身体的な影響のほか「金品をたかられたり」「隠されたり」「嫌なことを無理矢理させられたりすること」などを意味する。

【具体的ないじめの様態】

- ・「冷やかす」「からかい」「嘲笑」「悪口」「陰口」などをしつこく繰り返し言われる。
- ・「仲間はずれ」「集団による無視」「ネットによる誹謗中傷などの嫌がらせ」をされる。
- ・「ぶつかられる」「蹴られる」「荷物を待たされる」など遊ぶふりをしていての暴力的、身体的苦痛。
- ・「金品をたかられたり」「隠されたり」「取られる」
- ・「恥ずかしいこと」・「危険なこと」など「嫌なこと」を無理矢理させられたりすること。
- ・衝動的に「死ぬと言ってにらむような言動」や故意に「あなたのせいだと問い詰めるような言動」、「悪ふざけ」であっても、「外見的にはけんか」のように見えていても、また「好意から行った行為」でも意図せず相手が心身の苦痛を訴えたなども該当する場合がある。
- ・意図しなくても、集団化し相手に圧迫感や不快感を与えること。
※生徒からの訴えは「いじめ」と積極的にとらえ対応し、いじめ対策委員会で状況を確認していく。

3 いじめの基本認識

- (1) 社会通念上のいじめ（意図あり）と法的ないじめ（意図なしでも）を区別する。
- (2) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (3) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (4) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (5) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (6) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組

むべき問題である。

(7) いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめの行為の解消の判断は、次の2つの要件が満たされている状態が少なくとも3ヶ月の期間を継続している状況を目安とする。ただし、被害の重大性などからさらに長期の期間が必要と判断される場合はより長期の期間を設定するものとする。

- ① いじめに係る心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者も含む）が止んでいること
- ② 被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと

II いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等の対策のための組織

本校はいじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、研究主任、学年主任、庶務主任、相談担当、養護教諭、SC、SSW

(2) 取り組み内容

- ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- ② いじめに関わる研修会の企画立案
- ③ 未然防止、早期発見の取り組み
- ④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
- ⑤ いじめ防止に関わる生徒の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

月1回「いじめ対策委員会」を行うことを基本とするが、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

III いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) 全ての教師がわかりやすい授業を心掛け、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として道徳・学級活動等の充実に努めるとともに、生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (6) 保護者・地域住民及びその他の関係者との連携を図り、いじめ防止に社会全体で取り組む教育環境を整備する。

2 生徒に培う力とその取り組み

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 社会に出るために必要な人間関係を構築する力、関係を修復する力を育む。生徒が誤った方法で崩れ

た人間関係を解決することがないよう、生徒自身にきちんと考えさせる指導を重視する。

- (3) 学級の諸問題について話し合いで解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 生徒の主體的な取り組み

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や日常の部活動，専門委員会の取組
- (2) 中央委員会，生徒総会等の機会に「いじめ問題」を意識的に取り上げた意見交換の場の設定
- (3) いじめ防止標語・ポスターの作成
- (4) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

4 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を，学校通信等に掲載するなどして家庭・地域に周知する。
- (2) P T Aの各種会議で，いじめの実態や指導方針についての説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取り組みについて，学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
【例】「いじめのサインに敏感に！」元気がない，体調不良，食欲不振，持ち物が無くなる等，いつもと違う子どもの変化に気付いてもらうための内容等 など
- (4) 授業参観において，保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) いじめアンケートの際の保護者意見を学級活動や通信等で紹介する。

5 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し，いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題に関わる校内研修会 年2回（8・1月）
- (2) いじめ問題への取り組みについてのチェックポイントによる自己診断 年3回（4・9・2月）

IV いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう，日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心掛ける。
- (2) 日常の観察においては，いじめ行為の発見だけでなく，生徒の表情や行動の変化にも配慮する。（学級担任は，生活記録ノート等も活用する。）
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため，授業中はもとより，部活動や休み時間，放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめ，部活動の練習の振りをして行われるいじめなど，把握しにくいいじめについても，教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いたときは，教職員が，速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い，日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため，生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒を対象にしたアンケート調査 月1回
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年2回（前期・後期）
- (3) 教育相談の実施 年3回（各学期）

3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）・・・・・・・・・・全教職員が対応○ スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・・・教育相談担当・養護教諭○ 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・・・副校長 |
|---|

学校以外の電話相談開設窓口

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・・学校又は所轄警察署<ul style="list-style-type: none">※ いじめ相談電話（県教委学校教育室）・・・・・・・・・・019-623-7830（24時間対応）※ ヤングテレホン（県警本部少年課）・・・・・・・・・・019-651-7867○ 子ども教育相談（盛岡市教育相談室）・・・・・・・・・・019-651-7830○ いじめ相談電話（県教委学校教育室）・・・・・・・・・・019-623-7830○ ふれあい電話相談（盛岡教育事務所）・・・・・・・・・・019-629-6744○ ヤングテレホンコーナー（県警本部少年課）・・・・・・・・019-651-7867○ いじめ110番（盛岡地方法務局）・・・・・・・・・・0120-007-110○ 子ども家庭テレフォン（県福祉総合相談センター）・・・・019-652-4152○ ふれあい電話／コスモスダイアル（県総合教育センター）0198-27-2331/2473 |
|---|

V いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめられている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

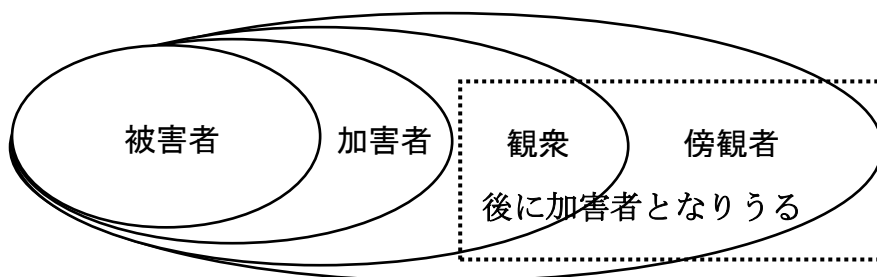
2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下全ての教員の理解の下、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせその再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った児童生徒が適切な指導を受け、学校生

活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。

3 いじめが起きた集団への対応

(1) いじめの四層構造を理解し、それぞれの適切な把握と適切な指導を行う。



観衆：はやし立てたり面白がったりして見ている

傍観者：見て見ぬふりをしている

- (2) はやし立てたり、面白がったりして見んでいた集団に対し、自分の問題としてとらえさせ、加害者となり得ることを十分に理解させる。
- (3) 見て見ぬふりをしていた集団に対し、行為を止めたり速やかに相談したりする勇気をもつよう指導するとともに、学校として相談しやすい状況であるように心掛ける。
- (4) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (5) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対応する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（盛岡市教育委員会）に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

※調査を行う主体は、状況に応じ、設置者が決定する。

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加える場合がある。いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。(設置者の指示による)
- (3) 被害生徒及び保護者等に対する調査方針等の説明を行う。
- (4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (5) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、説明する。(※関係者の個人情報に配慮する。)
- (7) 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する

Ⅶ 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- いじめの未然防止に関わる取り組みに関すること
- いじめの早期発見に関わる取り組みに関すること

Ⅷ その他

1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止策に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等に関わる方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの人が生徒の悩みを受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。